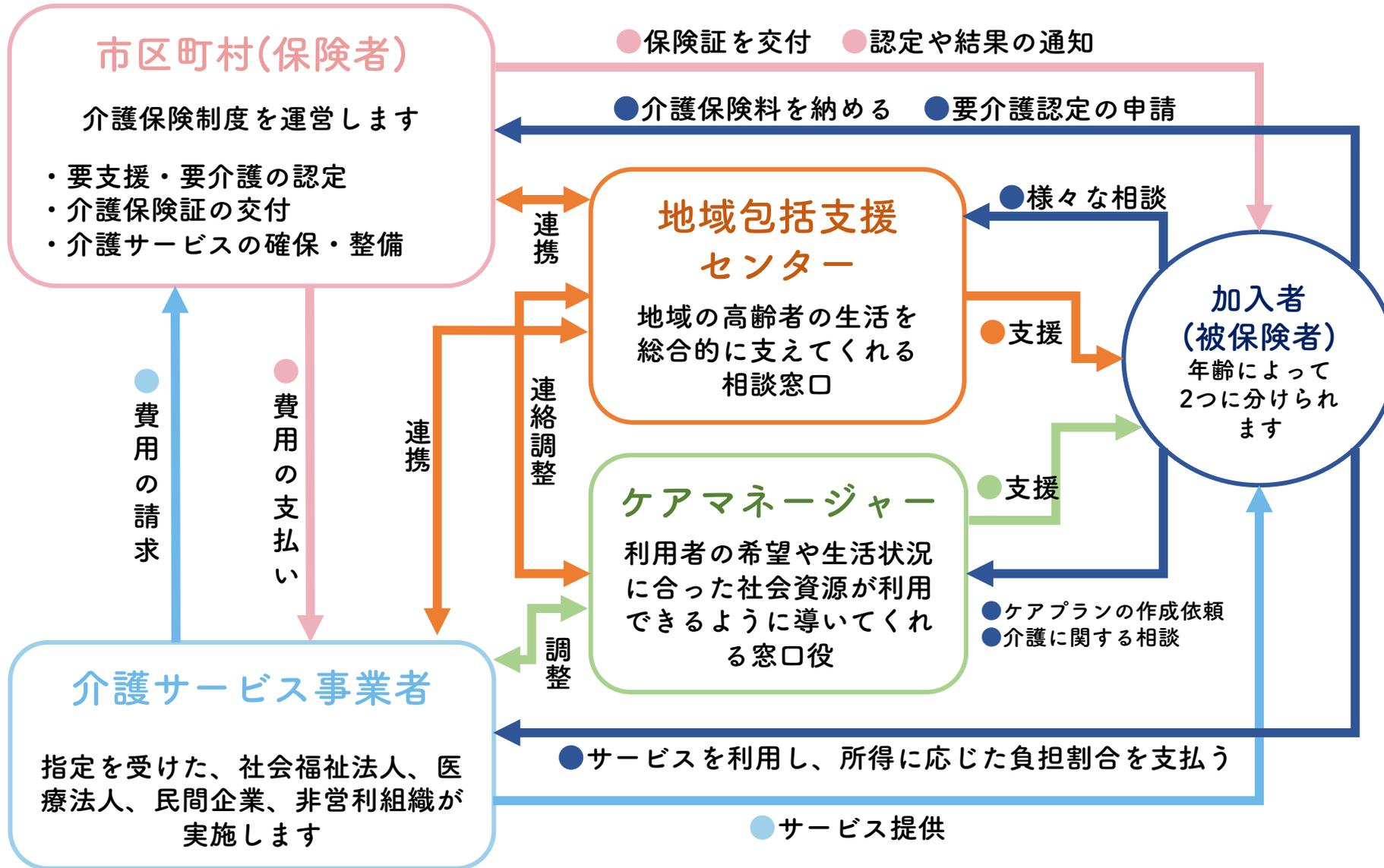


●介護保険の仕組み



①65歳以上の方
(第1号被保険者)

市区町村によって支援や介護が必要と認定された方は介護サービスが利用出来ます。
* 病気や怪我など介護が必要になった原因に関わらず介護保険が受けられます

②40歳から64歳の方
(第2号被保険者)

介護保険の対象となる特定疾病が原因で市区町村から支援や介護が必要と認定された方は、介護サービスが利用出来ます

- がん ●関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症
- 早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症